

# 運行指示者の一元化の進め方について

---

令和3年度 第1回「運行管理高度化検討会」

## 運行指示者の一元化

- 現在、長距離バスにおいては、乗換え型運行(※)が行われているが、この場合、運行中の動態管理・運行指示は運転者の所属する営業所の運行管理者が行うため、上り便と下り便の双方の運行管理が包括的に行われていない。

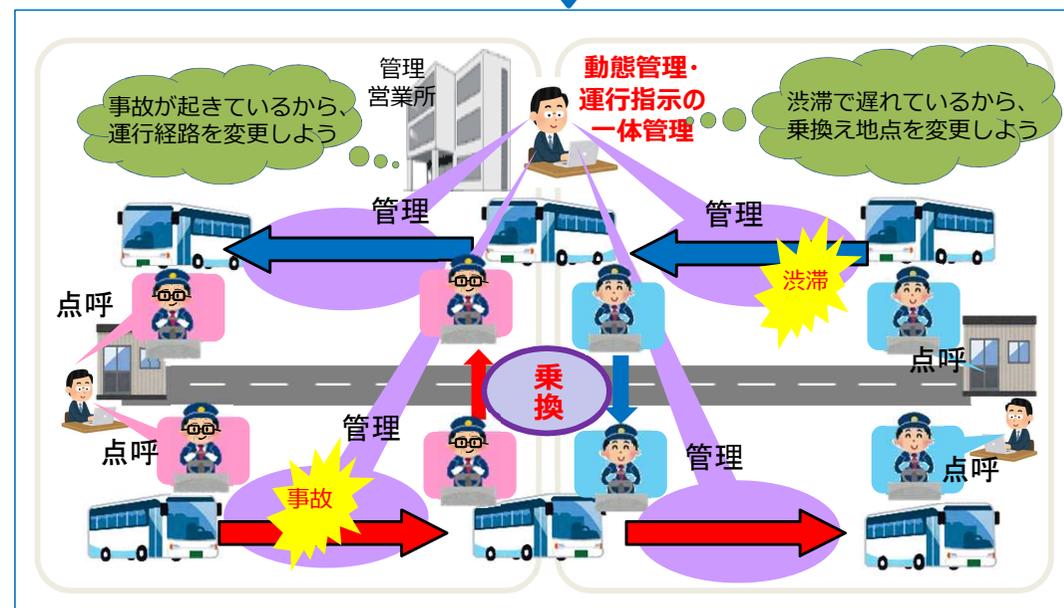
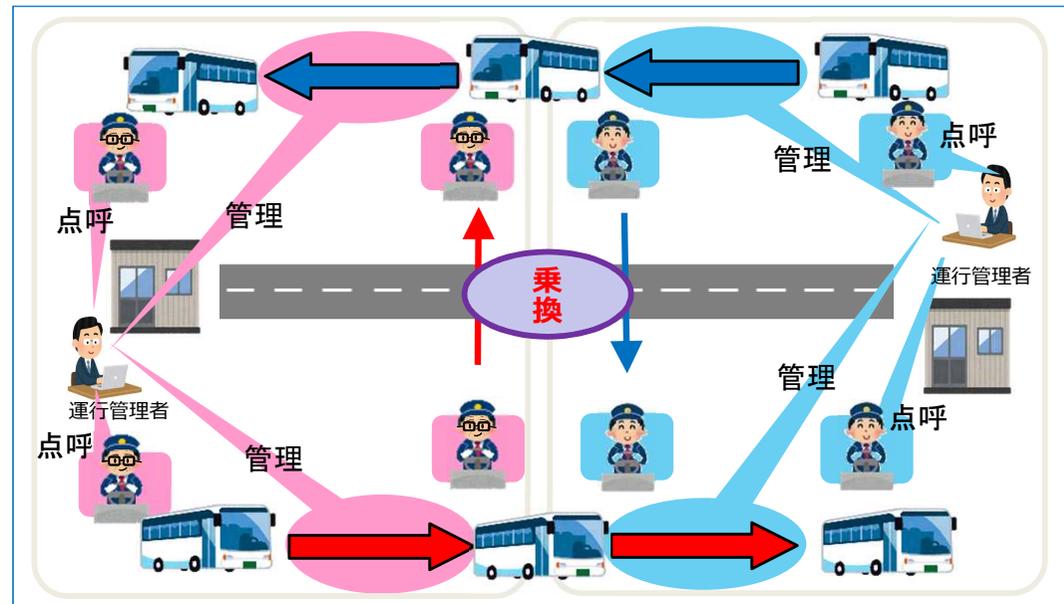
※乗換え型運行…上り便と下り便の運転者が途中でバスを乗り換える形態での運行



- 1つの営業所の運行管理者が、複数営業所の運転者に対する運行中の動態管理、運行指示を一元的に行う、運行指示者の一元化により、下記の効果が見込まれる。

### <主な効果>

- 運行管理者の業務効率化
- 乗換え型運行の導入が促進されることにより、長距離バス運行においても、運転者の日帰り勤務が可能となり、運転者の勤務環境が改善される



突発的な事案の発生時における運行中の乗務員への指示は、乗務員の所属する営業所の運行管理者が行うものとされている。

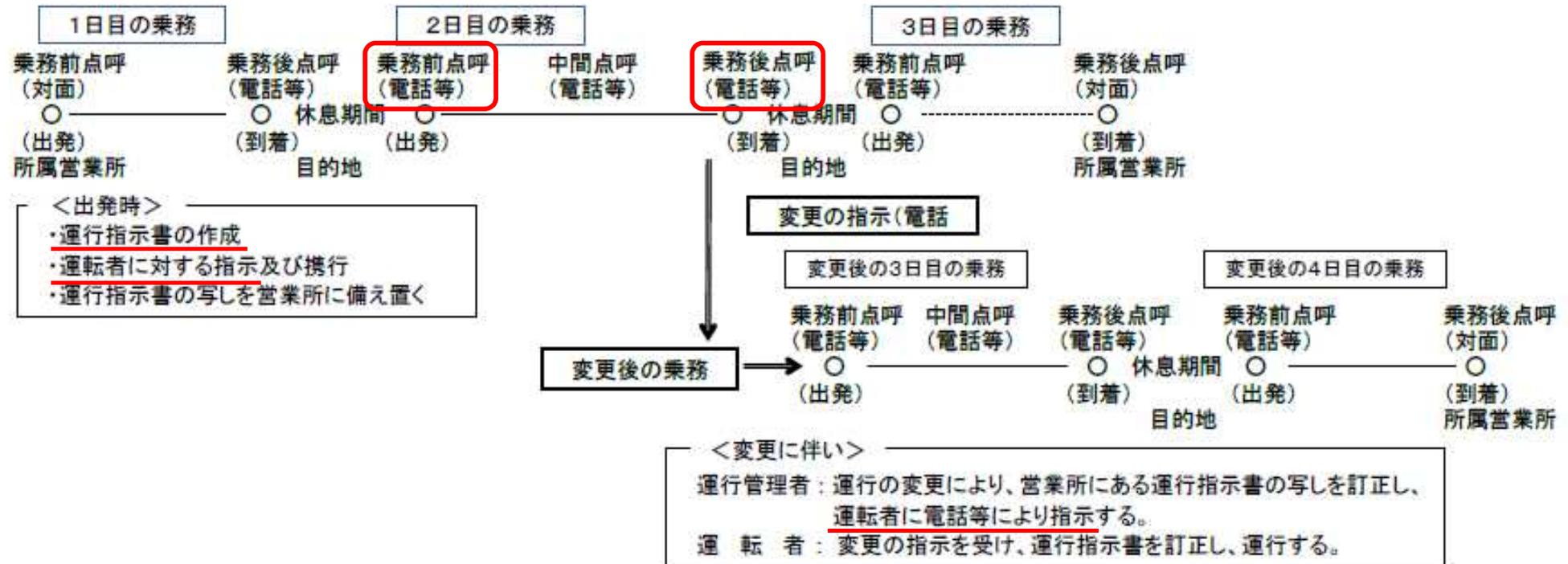
## 乗務員に対する必要な指示について

運行管理者は乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じることになっている。

- **天災その他の理由** により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるとき
- 乗務員が運行中に **疾病、疲労、睡眠不足その他の理由** により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるとき
- 運行指示書の作成が必要な運行において、**運行指示書に掲げる事項に変更が生じたとき**

## (参考) 運行指示書の作成及び変更に伴う指示が必要となる運行の例

### 【貨物の例】



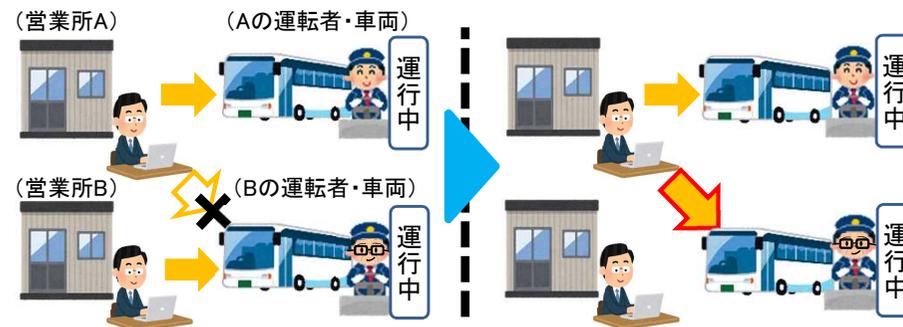
### [運行指示書への記載を求める事項]

- 運行の開始及び終了の地点及び日時
- 乗務員の氏名
- 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- 運行に際して注意を要する箇所の位置
- 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)
- 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。)
- その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 旅客が乗車する区間
- 睡眠に必要な施設の名称及び位置
- 運送契約の相手方の氏名又は名称

# 運行指示者の一元化の検討スケジュール

## 運行指示者の一元化

運行中の他営業所の運転者・車両に対する運行指示を行えるよう、営業所や運行管理者が満たすべき条件を検討。



(令和3年度前期)

運行指示者の一元化における**輸送の安全に係る課題を調査**。

(令和3年度後期)

左記課題に対応するための条件について**実証し、制度化を検討**。

**本日  
(検討会#1)**

検討スケジュール	令和2年度	令和3年度			
	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月～3月
検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討会キックオフ</li> <li>検討スケジュールについて議論</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>実証実験の内容について議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度化に関する中間取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度化案の最終取りまとめ</li> </ul>
ワーキンググループ		<ul style="list-style-type: none"> <li>運行指示者の一元化に係る課題の整理</li> <li>運行指示者の一元化の評価方法の検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省による実験結果の評価</li> <li>評価結果に基づく、制度化の検討</li> </ul>	
事業者			<ul style="list-style-type: none"> <li>実証実験の開始を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行指示者の一元化の試験的实施</li> <li>事業者による実験結果の評価</li> </ul>	

# 運行指示者の一元化において想定される課題について

## ①対象とする運行形態の検討

どのような運行形態について、他営業所からの指示を許容するか検討が必要(2地点間を定時で運行する形態等)

## ⑤運転者からの適切な申し出

馴染みのない運行管理者に対し、体調不良の際に報告しにくい環境になる恐れ

## ⑥指示に必要な情報の共有・確認

運行管理者が適切な指示を行うために、運転者の所属営業所で管理する以下の情報を共有し、これらを確認した上で指示を行う必要がある。

(運行中の指示に必要な情報)

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 日常の健康状態  | 7. 運転者台帳の内容    |
| 2. 運行中の投薬状況 | 8. 車両の整備状況     |
| 3. 労務時間     | 9. 運行経路情報      |
| 4. 適性診断の結果  | 10. 運行情報(車両位置) |
| 5. 指導監督の記録  | 11. 点呼結果       |
| 6. 過去の事故歴   |                |

## ⑦労務管理漏れの防止

交替運転者の配置基準に係る交替タイミングや、連続運転時間制限対応のための休憩のタイミングについて、指示者が把握する必要。

## ⑧経路変更の指示方法の検討

乗り換え地点の変更や、経路の変更の確実な指示方法について検討が必要。

## 運行前の準備

運行に関する状況を適切に把握するための体制整備

運行指示書の作成(貨物、貸切のみ)

## 始業時点呼

## 運行中

(運転者)

疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由による運転継続困難申し出

(運行管理者)

天災その他の理由に伴う指示

運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由に伴う指示

運行指示書の変更に伴う指示

## 乗り換え

## 運行中

## 終業時点呼

点呼



A営業所  
運行管理者



A営業所  
車両



管理営業所  
運行管理者



A営業所  
車両



B営業所  
運転者

点呼



B営業所  
運行管理者

## ②営業所に求められる要件の検討

悪質違反歴や行政処分歴等、一定の要件を設けるべきか検討が必要。

## ③責任の所在の明確化

事故や違反行為が生じた際の責任の所在の明確化が必要。

## ④運行管理の引継ぎの検討

運行管理者が入れ替わるタイミングで、指示漏れ、異なる指示の重複がおきないように確実な引継ぎの検討が必要。

## ⑨運行管理者のなりすましの防止

馴染みのない運行管理者による指示となるため、運行管理者のなりすましのおそれ。

## ⑩指示者に求められる要件の検討

補助者でも指示を出せるようにするか等、指示を出す者の要件の検討が必要。

## ⑪運行管理者への負担集中の防止

業務を1人の運行管理者に集中させることで、管理する営業所数、エリア、運転者数の増加により、業務負担の肥大化、及び管理の形骸化のおそれ。

## ⑫車両に関する指示方法の検討

馴染みのない車両の操作について、確実な指示方法の検討が必要。

## ⑬機器・システムの故障時の対応

機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法の検討が必要。

### 論点①

運行指示者の一元化を実施するにあたり、想定される課題(P.5)は適当なものか。他に検討すべき課題はないか。

### 論点②

想定される課題(P.5)の 課題① 対象とする運行形態の検討 について、運行経路、運行状況についての把握がしやすいと考えられる「2地点間を定時で運行する形態」から検討を始めることは適当か。